

高槻市立小中学校家庭学習支援業務公募型プロポーザル募集要項

1 業務の趣旨

全国学力・学習状況調査の結果において、小中学生の学力は市全体では向上していますが、社会経済的な背景による学力格差は拡大しています。そこで、家庭環境を問わず全ての子どもたちの学力課題の解消を目的とし、個々の児童生徒の学力や目標に応じた学習を支援するため、市内の全小中学校において、学習支援業務を実施するものです。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 高槻市立小中学校家庭学習支援業務
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 37,372,720円（消費税等額を含む）
ただし、仕様書中の外部模擬試験費用は除くものとする

3 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる事業者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、必要書類（6 参加表明書等の提出の(1)③ “その他必要書類一覧表” 参照）の提出により、上記に準ずる資格があるものとみなすことができるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) これまでに他の地方公共団体等から類似業務を受注した実績を有すること。

4 担当部署

高槻市教育委員会事務局教育指導課（高槻市総合センター10階）

住所：〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7631

FAX：072-674-7032

Mail：別途電話にてお伝えします。

※窓口対応（書類持参）等は平日午前8時45分から午後5時15分まで

5 スケジュール概要

No.	事 項	日 程
1	公募開始・募集要項の公表	令和8年4月23日（木）
2	参加表明書等の提出期限	令和8年5月8日（金） 午後5時15分まで【必着】
3	参加資格認定通知の発送	令和8年5月12日（火）
4	質問書の受付	令和8年5月14日（木） 午後5時15分まで
5	質問に対する回答	令和8年5月19日（火）
6	企画提案書等の提出期限	令和8年5月26日（火） 午後5時15分まで【必着】
7	プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年6月1日（月）～ 6月3日（水）のいずれか1日
8	審査結果通知の発送	令和8年6月9日（火）以降
9	契約の締結	令和8年6月中旬（予定）

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 業務実績表（様式2）（「3 参加資格要件の(5)に該当する業務」）
- ③ 【その他必要書類一覧表】に示す書類

※なお、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する
入札参加資格者名簿に登載されている場合は、③の書類は提出不要。

【その他必要書類一覧表】

No.	書類名	提出	複写	備考
1	使用印鑑届（様式3）	◎	不可	法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印すること
2	委任状（様式4）	△	不可	契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出が必要
3	印鑑証明書	◎	可	拡大・縮小コピーは不可
4	商業登記簿謄本 （現在事項全部証明書）	◎	可	履歴事項全部証明書でも可
5	財務諸表類	◎	可	直近1年間の財務を示す以下のもの ①貸借対照表、②損益計算書、③株主 資本等変動計算書
6	納税証明書（国税通則施行規則 別紙第9号書式その3の3）	◎	可	
7	高槻市税の完納証明書	△	可	高槻市内に事業所等のある法人のみ提出が必要
8	暴力団排除に関する誓約書 （様式5）	◎	不可	

※官公庁発行の証明書類については、令和8年4月1日以降発行のものを提出すること。

※表中において「◎」は必須提出書類、「△」は必要となる場合に提出とする。

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金） 午後5時15分必着

(3) 提出方法

本プロポーザルへ応募する事業者は、担当部署に「参加表明書（様式1）」及び「業務実績表（様式2）」を直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。なお、参加表明書を提出した事業者には、令和8年5月12日（火）までに審査結果（応募資格の適否）を電子メールで応募者に通知する。

なお、参加表明書等の書類及び提出に関する質問については、随時電話にて受け付けします。

7 企画提案書等の作成に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年5月14日（木） 午後5時15分まで

(2) 質問受付方法

- ① 質問書（様式6）に記入の上、担当部署に電子メールで提出すること。
- ② メールの件名は、「高槻市立小中学校家庭学習支援業務委託（質問）」と明記し、提出後に必ず電話にて到達確認を行うこと。なお、電話や口頭での質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

寄せられた全ての質問に対する回答を令和8年5月19日（火）までに全参加表明者に対して電子メール等で回答する。

8 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書の作成

企画提案書は、「仕様書」及び「審査基準」を参照の上、作成すること。

(2) 企画提案書の作成上の注意事項

個々の児童生徒の学力や目標に応じた学習を支援するための指導方法を提案すること。また、効果検証のためのアセスメントに係る成果指標についても必ず言及すること。

(3) その他

- ① 様式は自由とする。
- ② A4版で、横書きにて記述すること。（A3判のA4サイズ折は可とするが、極力少なくすること。）
- ③ 表紙と目次を付し、表紙と目次以外に適宜ページ数を付すこと。
- ④ 表紙の記載項目は、件名「高槻市立小中学校家庭学習支援業務」とする。
- ⑤ 匿名で審査を行うため、正本と副本（11部）を作成し、副本には事業者名を記載しないこと。
- ⑥ 企画提案書は、業務を実施する上での基本的な考え方や手法、各社のPRポイント等を求めるものであり、仕様を確定させるものではない。
- ⑦ 具体的な仕様は、提案書に記載された内容を反映し、受託者と協議して決定する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式自由）
 - ② 業務の実施体制（様式8）
 - ③ 使用教材等のサンプル（学習内容が十分に把握できるもの）
 - ④ 見積書及び内訳明細書（様式自由・税抜き）
- (2) 提出期限
令和8年5月26日（火） 午後5時15分必着
- (3) 提出方法
担当部署に直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。

10 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案の内容について、高槻市立小中学校家庭学習支援業務に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、以下のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

- (1) 実施日
令和8年6月1日（月）～6月3日（水）のいずれか1日（予定）
※ 実施場所及び実施時間等の詳細は、後日個別に連絡する。
- (2) 実施方法
提案者が選定委員会の委員に提案説明を行い、その後、質疑応答を行う。提案説明は、企画提案書を使用して行うこと。なお、会場にはプロジェクター及びスクリーン（モニター）を設営予定としており、使用も可能とする。

11 審査方法等

- (1) 審査方法
選定委員会が、別紙「審査基準」に基づき、提案書の内容及びヒアリング結果について、審査項目ごとに点数化して評価する。各提案者の評価点は、委員の採点の合計点とし、選定委員会は評価点が最高点の者を最優秀提案事業者に決定するものとする。
- (2) 審査結果
審査結果は、提案者全員に対し、令和8年6月9日（火）以降に電子メールで通知する。

12 契約手続き等

- (1) 契約は、市と最優秀提案事業者とで、仕様の詳細等を協議の上、提案上限額の範囲内で、委託契約を行うものとする。
- (2) 契約書案は本市が作成する。
- (3) 契約保証金は、契約金額の5%以上の金額を契約締結日までに納付すること。ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

13 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。